

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第 1 5 号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則（平成 3 年聖籠町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「県内」を「内国旅行」に改め、「県外」を「外国旅行」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。